

生駒市都市公園条例及び生駒市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部を改正する条例

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第1条 生駒市都市公園条例（昭和45年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書、第9条第1項、第12条及び第18条中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて

は、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則で定める方法により公示すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第18条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第18条の5 市長は、法第27条第6項の規定により保管した工作物等について、規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第18条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

第19条第1号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同条第7号中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改め、同号を同条第8号とし、同条

第 6 号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「第 1 1 条第 1 項」を「第 2 7 条第 1 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 法第 2 6 条第 2 項又は第 4 項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

第 2 1 条の見出し中「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、同条中「第 2 3 条第 3 項」を「第 3 3 条第 4 項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

第 2 4 条中「1 0, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に改める。

別表第 2 備考中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

(生駒市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例の一部改正)

第 2 条 生駒市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「第 2 3 条第 1 項」を「第 3 3 条第 1 項」に、「公園予定地」を「公園予定区域」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○お問い合わせ先 文書課法制係（内線 2 6 9）